

一般廃棄物処理計画

[平成23年度実施計画]

平成23年4月1日

松江市環境保全部

【目的】

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成23年度のごみ処理にあたって必要な事業について実施計画として定めたものである。

【計画期間】

平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

【計画区域】

松江市内全域とする。

【廃棄物処理の基本方針】

限られた資源を有効活用し、持続可能な社会を形成するために循環型社会の構築が求められる現代社会において、下記の4つの柱を基本方針とし、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にし、これら関係者が一体となって取り組むことによって、環境主都まつえ～リサイクル都市日本一～を目指す。

- (1) ごみの排出抑制(リフューズ)
- (2) ごみ減量化の推進(リデュース)
- (3) 再使用の推進(リユース)
- (4) 再生利用の推進(リサイクル)

基本的事項

1 家庭系ごみ

家庭生活から排出されるごみは委託業者及び許可業者で収集し、松江市の施設(エコクリーン松江、エコステーション松江、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ)へ搬入し処理する。

し尿は委託業者及び許可業者で収集し、川向クリーンセンター及び雲南広域連合の施設へ搬入し処理する。

家庭から排出される廃食油のうち、竹矢地域については、市許可業者による収集運搬及びリサイクル処理を行なう。

リサイクル処理ができる割り箸については、資源化を目指すこととし、リサイクル処理を行なう。

2 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、事業者の処理責務(廃棄物処理法第3条)とし、自らが処理できない一般廃棄物は、市に申し出て搬入等の指示を受け処理する。

また、松江市南学校給食センターから排出される生ごみについては、松江市西忌部町のリサイクル施設で堆肥化処理を委託により行なう。

リサイクル処理ができる古紙類、缶・びん・ペットボトルについては、民間業者でリサイクル処理及び、市有関連施設等への自己搬入を無料で受付しリサイクル処理を行なう。

リサイクル処理ができる割り箸についても市有関連施設等への自己搬入を無料で受けし、リサイクル処理を行なう。

また、産業廃棄物は県の処理計画となるが、一般廃棄物と合わせて処理できるもので、かつ、その処理に支障のない場合に限り、上記一般廃棄物の処理と同様な扱いとする。

木くずについては、市許可業者によるリサイクル処理を推進する。

生ごみ(動植物性残渣)の処理については、再資源化(液肥)できるよう分別された物について、市の許可業者及び再生利用事業者登録施設であるアースサポート(株)でリサイクル処理を行なう。

また、市外施設でのリサイクル処理は、再生利用事業者登録施設である(有)錦海化成、(有)広島水産加工で魚のあらのみの処理を行ない、(有)山陰エコシステムでは動植物性残渣の処理を行なう。

3 家庭系ごみの区分

家庭系ごみの区分は、もやせるごみ・金属ごみ・資源ごみ(新聞紙、雑誌・チラシ類、段ボール、紙パック、シュレッダー古紙、古着、飲食用缶、飲食用びん、飲食用ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、割り箸)・粗大ごみの四大分別、15種類とする。

4 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物の処理については、すべてもやせるごみの区分とし、排出方法は「資源とごみの出し方ガイドブック」に定めるとおりとする。

5 減量の取り組み

家庭

ごみ減量貯金箱を市内 33 箇所に設置し、ごみの減量状況の周知を行なう、併せてエコタウンまつえ、ホームページ等による啓発も行なう。

また、10 事業者 42 店舗でレジ袋の無料配布を中止し、地球温暖化防止及びごみの減量化を図る。

事業所

ごみの減量化、分別、再資源化を促進するため、民間処理業者、排出事業所、行政が一体となり一層の減量化、再資源化を図る。また、排出事業所を対象とした分別による資源化と減量化の学習会及び研修会を行なう。

また、スーパー、旅館、ホテル、飲食店等の生ごみ多量排出事業所を対象とした「業務用生ごみ処理機設置補助金」の普及によって減量化を図る。

ごみの処理

1 家庭系もやせるごみ

- (1) 委託業者により、週 2 回（曜日指定）の計画収集を行なう。
- (2) ごみ容器は、松江市家庭用指定ごみ袋とする。
- (3) 計画収集のごみ処理手数料は、10 ㍓ 10 円、20 ㍓ 20 円、30 ㍓ 30 円、45 ㍓ 40 円とし、全て収入証紙（指定袋）により徴収する。（条例による）
- (4) 指定袋は、市内約 250 箇所で販売する。
- (5) 収集方法は、ステーション方式を基本とするが市街地等地理的条件、その他条件により、やむを得ないと市が認めた場合は、戸別収集する。
- (6) 搬入先は、エコクリーン松江とする。エコクリーンから発生するスラグ、メタルについては、リサイクルを行い、飛灰については、西持田最終処分場で埋立処理を行なう。
- (7) 年末年始については、収集日程を変更する。
- (8) 分別区分は「資源とごみの出し方ガイドブック」に定めるとおりとする。
- (9) 収集区分は、20 系統とし人口・世帯数増等を考慮し、収集計画に反映させていく。

2 家庭系金属ごみ

- (1) 委託業者により、月1～2回(指定日収集)の計画収集を行なう。
- (2) ごみ容器は、松江市指定袋とする。
- (3) 計画収集のごみ処理手数料は、20ℓ 14円、30ℓ 16円、45ℓ 19円とし、全て収入証紙(指定袋)により徴収する。(条例による)
- (4) 指定袋は、市内約250箇所で販売する。
- (5) 収集方法及び区域については、前項(5)(9)と同様とする。
- (6) 搬入先は、エコステーション松江とし、中間処理を行い、業者へ引渡し再資源化する。残渣については、エコクリーン松江で処理を行なう。
- (7) 分別区分については、前項(8)と同様にする。

3 家庭系資源ごみ

古紙(新聞紙、雑誌・チラシ類、段ボール、紙バック、シュレッダー古紙)古着

- (1) 委託業者により、月に2～3回(指定日収集)の計画収集を無料で行なう。また、古紙類については、市内9箇所(環境センター・川向リサイクルプラザ・鹿島・島根・美保関・八束・八雲・玉湯・宍道の各支所)への自己搬入も無料で受け付ける。
- (2) 収集方法、分別区分及び区域については、第1項(5)(8)(9)と同様とする。
- (3) 搬入先は、川向リサイクルプラザとし、中間処理を行い、それぞれ有価物として業者へ引渡し、再資源化する。


飲食用缶

- (1) 委託業者により、常設箇所の収集を無料で行なう。
- (2) 飲食用缶を対象とし、専用のかごに入れる。
- (3) いつでも持ち出しができるリサイクルステーションを市内全域に設置しているが、地域の実情に応じて増設していく。
- (4) 搬入先は、西持田リサイクルプラザとし、中間処理を行い、有価物として業者へ引渡し、再資源化する。

飲食用びん

- (1) 委託業者により、常設箇所の収集を無料で行なう。
- (2) 飲食用びんを対象とし、専用のコンテナボックスに入れる。
- (3) 持ち出し場所及び増設については、前項(3)と同様とする。
- (4) 搬入先は、西持田リサイクルプラザとし、中間処理を行い、容器包装リサイクル協会への引渡し及び有価物として業者へ引渡し、再資源化する。

飲食用ペットボトル

- (1) 委託業者により、常設箇所の収集を無料で行なう。
- (2) リサイクル判別マーク「」のものを対象とし、専用のかごに入れる。
- (3) 持ち出し場所及び増設については、前項(3)と同様とする。
- (4) 搬入先については、前項(4)と同様とする。

紙製容器包装

- (1) 委託業者により、月2～3回(指定日収集)の計画収集を行なう。
- (2) 指定袋は、市内約250箇所で販売する。
- (3) 計画収集のごみ処理手数料は、20ℓ 14円、30ℓ 16円、45ℓ 19円とし、全て収入証紙(指定袋)により徴収する。(条例による)
- (4) 収集方法は、市内全域ステーション方式とする。
- (5) 搬入先は、川向リサイクルプラザとし、中間処理を行い、容器包装リサイクル協会への引渡し及び有価物として業者へ引渡し、再資源化する。
- (6) 分別区分及び収集区域については、第1項(8)(9)と同様とする。

プラスチック製容器包装

- (1) 委託業者により、週1回(曜日指定)の計画収集を行なう。
- (2) 指定袋の販売及び計画収集のごみ処理手数料は、前項(2)(3)と同様とする。
- (3) 収集方法については、前項(4)と同様とする。
- (4) 搬入先は、川向リサイクルプラザとし、中間処理を行い、容器包装リサイクル協会及び業者へ引渡し、再資源化する。
- (5) 分別区分及び収集区域については、第1項(8)(9)と同様とする。

廃食油

- (1) 八幡町・馬潟町・竹矢町については、許可業者により計画収集を無料で行ない、リサイクル処理を行なう。

使用済み割り箸

- (1) 直営により常設箇所の収集を無料で行なう。
- (2) 使用済み割り箸の回収、処理については、市内11箇所(環境センター・川向リサイクルプラザ・鹿島・島根・美保関・八束・八雲・玉湯・宍道の各支所・みしまや楽山店・みしまや田和山店)に設置してある専用容器への自己搬入を無料で受付し、集まった割り箸は王子製紙に直営で運搬し、リサイクル処理を行なう。

4 家庭系粗大ごみ

- (1) 委託業者により、無料で収集を行なう。
- (2) 分別区分は、第1項(8)と同様とする。
ただし、申込制とし、一世帯年2回(年度)、1回につき2個(台)程度とし、申し込み先は粗大ごみ処理センターとする。
- (2) 搬入先は、エコクリーン松江とする。

5 家庭系一時多量ごみ

- (1) 自己搬入又は許可業者へ運搬を委託する。
- (2) 自己搬入の搬入先は、もやせるごみ・金属ごみはエコクリーン松江へ、粗大ごみについてはエコクリーン松江・美保関不燃物処理場(鹿島・島根・美保関・八束)・宍道リサイクルセンター(八雲、玉湯、宍道)の不燃物処理場に自己搬入することができる。(ごみ処理手数料は - 9 参照) ただし、市長が認めたものについては、減額及び免除することができる。
- (3) 許可業者の搬入先は、事前に申し出て搬入の指示を受けることとする。

6 事業系廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)

- (1) 事業者自ら処理できない一般廃棄物及び一般廃棄物と合わせて処理することのできる産業廃棄物は、市に申し出て搬入等の指示を受ける。自己搬入の搬入先はもやせるごみは、エコクリーン松江、もやせないごみは、エコステーション松江・美保関不燃物処理場(鹿島、島根、美保関、八束)・宍道リサイクルセンター(八雲、玉湯、宍道)とする。(ごみ処理手数料は - 9 参照) ただし、市長が認めたものについては、減額及び免除することができる。
- (2) 自己搬入できない事業所は、許可業者に収集運搬を依頼し、もやせるごみはエコクリーン松江、もやせないごみはエコステーション松江に搬入する。(ごみ処理手数料は - 9 参照) ただし、市長が認めたものについては、減額及び免除することができる。
- (3) 特定家庭用機器再商品化法に規定されている品目については、市で処理を行わない。
- (4) ごみ容器は、松江市事業所用指定ごみ袋とする。
- (5) 事業所から排出される古紙(新聞紙、雑誌・チラシ類、段ボール、紙パック、オフィスミックス古紙)については、市内9箇所(家庭系資源ごみ古紙(1)と同様とする。)への自己搬入を無料で受付けする。
- (6) 事業所から排出される割り箸については、市内11箇所(家庭系資源ごみ使用済み割り箸(2)と同様とする。)に設置してある専用容器への自己搬入を無料で受付けし、集まった割り箸は王子製紙に運搬し、リサイクル処理を行なう。
- (7) 事業所から排出される「缶・びん・ペットボトル」のうち、従業員が飲食したものなど事業活動そのものに伴わないものについては、市内9箇所(環境センター・川向リサイクルプラザ・鹿島・島根・美保関・八束・八雲・玉湯・宍道の各支所)への自己搬入を無料で受付けする。

7 使用済乾電池

使用済乾電池については、金属資源ごみの区分とする他、回収や公民館（旧松江地区）及びリサイクルステーション（旧八束郡内）並びに環境センターで回収を行ない、宍道リサイクルセンターで一時保管し、国内の処理施設への運搬及び処分については、業務委託する。

8 下排水溝泥土

- (1) 市民の手により町内下排水溝掃除で出る泥土については、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物の区分とする。
- (2) 委託業者により無料で収集を行なう。
- (3) 搬入先は、西持田不燃物処理場又はエコクリーン松江とし、埋立又は溶融処理する。

9 ごみ処理手数料（計画収集以外）

- | | | |
|----------------|-------------------|--------|
| (1) 一般廃棄物（家庭系） | 百キログラム又は
端数につき | 400円 |
| (2) "（事業系） | | 1,500円 |
| (3) 産業廃棄物 | | 1,500円 |
- (4) 上記手数料は、家庭系はもやせるごみ（可燃性粗大を含む）・金属ごみの合計で、事業系はもやせるごみ、もやせないごみそれぞれで車両1台ごとに上記料金を徴収する。
 - (5) 家庭系ごみの自己搬入袋は、松江市家庭用指定ごみ袋以外のものとする。
 - (6) 事業系ごみの自己搬入袋は、松江市事業所用指定ごみ袋とする。

し尿等の処理

1 し 尿

- (1) し尿は、原則として月1回とし、便槽の大きさにより月2回の計画収集とする。
- (2) 手数料は従量制とし、18ℓ当たり190円とし、全てし尿処理券による納付とする。（条例による）し尿処理券は、環境センター窓口、各支所及び市内約80箇所（売りさばき委託者）で販売する。（宍道町は除く。）
- (3) し尿収集運搬は、委託業者で行ない、川向クリーンセンターに搬入し処理する。（宍道町は除く。）
- (4) 宍道町のし尿は、許可業者で収集を行ない、搬入先は雲南広域連合の指示による。

2 浄化槽汚泥

- (1) 浄化槽設置者は、市の許可業者に汚泥の採取（下水道へ切り替えるときの汚泥の採取を含む）運搬を依頼し処理を受ける。
- (2) 浄化槽汚泥投入手数料については 18 ㎥当り 58 円を納付することとし、川向クリーンセンターへ搬入させるものとする。
- (3) 宍道町の浄化槽汚泥の採取運搬は、許可業者で行う。また、搬入先は雲南広域連合の指示による。
- (4) 農業集落排水・漁業集落排水の汚泥については、川向クリーンセンター及び民間業者で処理する。

廃棄物処理手数料の減免

1 ごみ処理手数料の免除

- (1) 奉仕活動で実施された清掃ごみ（事業活動を含むものは除く）
- (2) 生活保護世帯が生活福祉課を通して自己搬入する一般廃棄物
- (3) 家庭系一般廃棄物を収集するためのごみステーションで、老朽化等の理由により更新され、不要となったもの
- (4) 不法投棄ごみ（町内会、自治会、ボランティア団体が回収したもの）
- (5) その他、市長が必要と認めたもの

2 し尿処理手数料の免除

- (1) 公衆便所の汲取りし尿

3 災害にかかる廃棄物

- (1) 水害・火災等の災害に係る廃棄物については、その状況により処理手数料の減額、又は免除を別途協議のうえ、決定するものとする。

委 託 業 者

委託する業者については、各種法律の遵守及び計画収集地域の効率的収集ルート確保や、適正な積載量などの実績を見極めて決定する。また、法基準に従い随時、指導・監督に努める。

1 家庭系もやせるごみ収集運搬事業

- (1) 委託先 松江環境整備事業協同組合、松江八束清掃協同組合
- (2) 車 両 30台
- (3) 人 員 65名

2 家庭系金属ごみ収集運搬事業

- (1) 委託先 松江広域再生資源協同組合
- (2) 車 両 2台
- (3) 人 員 4名

3 家庭系資源ごみ(古紙・古着)収集運搬事業

- (1) 委託先 松江広域再生資源協同組合
- (2) 車 両 8台
- (3) 人 員 16名

4 家庭系資源ごみ(缶類)収集運搬事業

- (1) 委託先 松江八束清掃協同組合
- (2) 車 両 3台
- (3) 人 員 6名

5 家庭系資源ごみ(ビン類)収集運搬事業

- (1) 委託先 松江八束清掃協同組合
- (2) 車 両 6台
- (3) 人 員 12名

6 家庭系資源ごみ(ペットボトル)収集運搬事業

- (1) 委託先 松江八束清掃協同組合
- (2) 車 両 3台
- (3) 人 員 6名

7 家庭系資源ごみ（紙製容器包装）収集運搬事業

- (1) 委託先 松江八束生活環境保全事業協同組合
- (2) 車 両 4台
- (3) 人 員 8名

8 家庭系資源ごみ（プラスチック製容器包装）収集運搬事業

- (1) 委託先 松江八束清掃協同組合
- (2) 車 両 7台
- (3) 人 員 14名

9 家庭系粗大ごみ収集運搬事業

- (1) 委託先 松江八束清掃協同組合(粗大ごみ処理センター)
- (2) 車 両 4台
- (3) 人 員 10名(収集運搬業務8名、受付業務2名)

10 し尿収集運搬事業

- (1) 委託先 松江八束清掃協同組合
- (2) 車 両 5台(基本)
- (3) 人 員 9名(基本)

許 可 業 者

許可業者は、一般廃棄物の発生量、処理量及び事業所数等を見極めて次の業者とする。

1 一般廃棄物処理業（ごみの収集運搬）

（１）業務内容

事業活動に伴って排出される廃棄物及び家庭系の一時多量ごみ、特定家庭用機器再商品化法に規定される品目の収集運搬、特定家庭用機器再商品化法に規定される品目の積み降ろし。

（２）許可期限 「２年」

（３）許可業者

アースサポート（株）	（株）コナンクリーンシステム
（有）上幹総業	（株）フマイクリーンサービス
（有）新生清掃社	（有）東部清掃
（有）環建	（有）まるとも産業
三光（株）	（株）エムエス環境開発
（有）海老田金属	（有）クリーンサービス
ワルツ商事（有）	

（４）許可業者（限定付き）

松浦造園（株）	木くず・おから（発酵材用）の収集運搬 （搬入先は松浦造園(株)のリサイクル施設に限る）
日ノ丸西濃運輸（株）	特定家庭用機器再商品化法に規定される品目の積み降ろし （搬入先は三光(株)江島営業所地内に限る）
（有）トータルクリーン	
東亜建物管理（株）	
（有）錦海化成	魚介類のあら（動植物性残渣）の収集運搬 （搬入先は再生利用事業者登録を受けた(有)錦海化成、(有)広島水産加工の施設に限る）
（有）広島水産加工	

2 一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥及びビルピット汚泥・し尿の収集運搬）

（1）業務内容

浄化槽汚泥及びビルピット汚泥の収集運搬

（2）許可期限 「2年」

（3）許可業者

（有）丸善浄化槽管理事務所	（株）環境テクニカ
（有）オリオン環境管理センター	（有）マツジョウ
（有）松江環境衛生工業	まつばら環境（株）
（有）島根浄化槽サービスセンター	松本衛生
（有）平和衛生社	（有）雲南浄化槽センター
（有）フジハラメンテナンス	

（4）し尿の収集運搬業者（宍道町）

平和衛生社	ただし、し尿の収集運搬許可に関しては協定により雲南広域連合で行なう
長谷川衛生社	

3 一般廃棄物処分業

（1）許可業者及び業務内容

アースサポート（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡町、馬潟町、竹矢町から排出される廃食油の処分（バイオディーゼル燃料化）に限る ・紙くず { 分別基準（オフィスミックスを含む）に適合しないものに限る。 } 木くず、繊維くずの処分（固形燃料化）に限る ・食品残渣の処分（液体肥料化）に限る
松浦造園（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず・おから（発酵材用）の処分（堆肥化）に限る
三光（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず、竹、草、廃畳、紙くず、繊維くずの処分（固形燃料化）に限る

（2）許可期限 「2年」

4 浄化槽清掃業

(1) 業務内容

単独浄化槽及び合併浄化槽の清掃

(2) 許可期限 「3年」(設備・機材に関わる1年ごとの検査を要する。)

ただし、旧廃掃法第9条「し尿浄化槽清掃業」の許可を受けた者はその限りでない。

(3) 許可業者

(有)丸善浄化槽管理事務所	(株)環境テクニカ
(有)オリオン環境管理センター	(有)マツジョウ
(有)松江環境衛生工業	まつばら環境(株)
(有)島根浄化槽サービスセンター	松本衛生
(有)平和衛生社	(有)雲南浄化槽センター
(有)フジハラメンテナンス	

委託処分業者

処理委託する業者は、一般廃棄物のリサイクル処理を目的とする業者並びに行政施設での適正処理が困難なものを処理できる業者とし、処理状況及び発生量を見極めて決定する。

今後の方針

1 減量対策

適正処理の推進(排出抑制・資源ごみの分別徹底)の強化、選別処理施設の効率的な運営、生活環境保全推進員との連携による家庭内でのごみの減量・分別・再資源化を推進するものとする。

事業所については、事業所用ガイドブック等を使用した廃棄物の減量・再資源化の指導・啓発を強化するとともに、許可業者への指導を併せて行い、事業系一般廃棄物の減量・再資源化を推進する。また、産業廃棄物処理施設での資源化処理が進んだため、本来産業廃棄物に該当する品目は、産業廃棄物処理(資源化)を行い、更なるごみの減量と資源化を図るものとする。

2 ごみ集積施設の整備

良好な環境の保全と環境美化の推進を図るため、ごみ集積施設整備に対し補助制度を設け、ステーション化を推進するものとする。

3 し尿処理体制の適正化

下水道普及に伴う、し尿処理量の減少に対応して処理体制の適正化を図るものとする。

ごみ 平成23年度計画

(単位：t)

計画収集量		計画収集		エコクリーン松江	中間処理	最終処分			
		可燃物	32,719	32,719	-				
	金属ごみ	551	-	551					
	粗大ごみ	520	-	520					
資源	古紙・古着	7,990	再資源化						
	紙製容器	715							
	プラスチック製容器	1,692							
	空き缶	477							
	びん	1,279							
	ペットボトル	398							
	計	46,341					32,719	1,071	
自己搬入量		自己搬入		エコクリーン松江	中間処理	最終処分			
	可燃物	15,531	15,531	-					
	不燃物	3,039		3,039					
	古紙	375	再資源化						
	計	18,945	15,531	3,039					
処理内訳		計画収集	自己搬入					計	
			許可業者	事業系	家庭系	公用	無料		
	可燃物	32,719	11,308	1,316	1,344	1,394	169	48,250	
	不燃物		1,823	81		713	422	3,039	
	金属ごみ	551						551	
	粗大ごみ	504						504	
	資源	古紙・古着 (自己搬入は古紙のみ)	7,929		270	105			8,304
		紙製容器	633						633
		プラスチック製容器	1,631						1,631
		空き缶	477						477
		びん	1,279						1,279
		ペットボトル	430						430
	計	46,153	13,131	1,667	1,449	2,107	591	65,098	
施設別処理量	可燃ごみ	48,250 t		不燃ごみ・金属ごみ 3,590 t					
	資源ごみ	12,754 t		粗大ごみ 504 t					

し尿 平成23年度計画

人 口	行政区域内人口		193,447
	非水洗化人口		9,591
		計画収集人口	9,348
		自家処理人口	243
	水洗化人口		183,856
		公共下水道人口	134,089
		コミュニティプラント人口	1,638
		浄化槽人口	25,497
		水洗化・生活排水未処理人口（単独浄化槽）	22,632
	排 出 量	し 尿	年間排出量 k
1日排出量 k			16.47
原単位			1.71
浄 化 槽 汚 泥		年間排出量 k	11,545
		1日排出量 k	31.63
		原単位	1.16
合 計		年間排出量 k	17,558
		1日排出量 k	48.10
		原単位	2.87

原単位：1人1日の排出量